



京労委平成22年（不）第1号 京都大学不当労働行為救済申立事件

申立人 京都大学時間雇用職員組合ユニオンエクスタシー

被申立人 国立大学法人京都大学

答 弁 書

平成22年3月15日

京都府労働委員会会長 殿

〒530-0047 大阪市北区西天満4丁目4番18号 梅ヶ枝中央ビル7階

はばたき綜合法律事務所（送達場所）

電 話 06-6363-7800

FAX 06-6363-8200

被申立人代理人弁護士 飯 村 佳 夫



同 （担当）弁護士 余 田 博 史



同 弁護士 橋 本 芳 則



京労委平成22年（不）第1号京都大学不当労働行為救済申立事件について、被申立人は以下のとおり答弁します。

第1 請求する救済内容に対する答弁

棄却を求める。

第2 不当労働行為を構成する具体的事実に対する答弁

1 第1項「当事者」

(1) (1) について

申立人が平成19年3月に結成された事実、及び、申立人の世話人として井上昌哉及び小川恭平が選出されている事実は認める。その余は不知。

(2) (2) について

被申立人は教育研究を目的とする国立大学法人である事実は認める。その余は知らないし否認する。

2 第2項「本件不動労働行為に至る経緯」

(1) (1) について

ア 井上昌哉及び小川恭平が、平成21年2月23日から被申立人の時計台前の広場を占拠していた事実は認める。

その後、被申立人が、申立人、井上昌哉及び小川恭平の3名を被告として土地明渡請求訴訟を提起したが（京都地裁平成21年（ワ）第1358号）、同訴訟において、同人らの占拠は不法占拠であり、同人らの行為は、被申立人の職場における秩序のみならず、被申立人における研究・教育環境を害するものとさえいえると認定され、被申立人勝訴の判決が言い渡された。なお、この訴訟は、敗訴した被申立人らからの控訴がなく、確定している。

申立人らは、現在、被申立人の敷地内の別の場所を占拠しているが、やはり不法占拠であることに変わりはない。

イ 申立人が被申立人に団交開催を求めた事実は認める。

被申立人は、申立人の求めに誠実に対応し、平成21年3月16日及び3月18日の両日、団交開催に向けた予備折衝を行った。しかしながら、申立人が大人数による長時間のいわゆる大衆団交を主張するなど折衝は平

行線となり、3月18日の予備折衝では、席上、申立人が被申立人の総務部長に対し誹謗中傷する発言を行う、罵声を浴びせる、など正常な折衝とは言い難い状況で終始した。そして、折衝終了後も、総務部長が次に予定されていた会議に出席するため移動を始めた際、申立人は同部長を取り囲み罵声を浴びせ続け、会議場に入ってからドアを叩く、大声で怒鳴るなど、大学の業務運営の妨げとなる行為を行った。

その後、申立人から団交に応ずればテント等を自主撤去するとの申し入れがなされたが、被申立人は、まず不法占拠を解くのが前提であるとの見解を示した結果、膠着状態となり、3月31日、申立人が京都府労働委員会にあっせん申請を行うに至った。

(2) (2) について

被申立人が井上昌哉及び小川恭平を平成21年3月31日をもって雇い止めにした事実、被申立人が申立人らに対して土地明渡請求訴訟を提起した事実、井上昌哉及び小川恭平が被申立人に対して地位確認請求訴訟（京都地裁平成21年（ワ）第2344号）を提起した事実、は認める。

(3) (3) について

平成22年2月10日に団交が開催された事実は認める。その余は否認する。

(4) (4) について

概ね否認する。

2月10日の団交で時間を浪費したとすれば、それは、申立人の陪席者が勝手な発言をし、申立人側の司会進行が無秩序に行われて議論が混乱したためである。なお、このような状況下でも、被申立人は、誠意をもって説明を行った。

被申立人が、申立人に対して、持ち帰って検討する旨約束した事実はない。

(5) (5) について

否認する。

申立人は、団交終了時刻の約10分前である午前11時50分頃、突然席を立って被申立人の理事に圧力を加え、次回団交の開催等の約束を迫るなどして、不穏な状況に至った。そのため、被申立人は、この席上ではその話に応じる必要はないと述べたのである。

なお、団交条件の終了時刻（途中でであっても打ち切ることは合意されていた。）である正午になっても、申立人は打ち切りに応じず力づくで理事の退席を阻止しようとしたため、大学はやむなく理事の安全確保を図り、退席したのである。「強引に立ち去った」との申立人の主張は事実と反する。

(6) (6) について

概ね認める。

(7) (7) について

概ね認める。

(8) (8) について

否認ないし争う。

申立人の占拠は不法なものであることは明白であって、被申立人は当初より明け渡しを求めている。

被申立人は、これまで、予備折衝及び団交において、誠実に対応してきた。しかるに、申立人側は、誠実に対応しようとしなない。被申立人としては議論が尽くされたものと判断しており、また、申立人側の態度を見る限り、これ以上団交を行っても意味はない。

3 第3項「結論」

否認ないし争う。

被申立人としては団交に誠実に対応しており、団交を打ち切ったとしても、何ら不当労働行為には該当しない。

なお、井上昌哉及び小川恭平は、平成22年3月10日に被申立人の時計台

記念館で行われた京都商工会議所主催のセミナーに、主催者の許可無く侵入し、同セミナーを妨害した。

違法行為を繰り返す申立人らと団交などできるものでもない。

以 上

2京労委第32号
平成22年3月16日

京都大学時間雇用職員組合
ユニオンエクスタシー
代表世話人 井上 昌哉 様

京都府労働委員会
会 長 西村 健一郎



調 査 期 日 通 知 書

京労委平成22年（不）第1号事件について下記のとおり調査を行いますので、
出頭してください。

記

- 1 期 日 平成22年4月1日（木）午前10時30分
- 2 場 所 京都府労働委員会 審問室
(京都市上京区出水通油小路東入丁子風呂町 京都府庁西別館4階)
- 3 審査委員 松浦 正弘
- 4 参与委員
労働者側参与委員 佐藤 昌一
使用者側参与委員 藤城 亨